4月14日から受付開始です　令和7年度版

酒々井町住宅リフォーム補助金制度

「酒々井町住宅リフォーム補助金制度」は、町民のみなさんの生活環境の向上や町内産業の活性化などを目指して、みなさんが住宅のリフォーム工事を行う場合に町がその費用の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

住宅リフォーム工事補助金の活用をお考えの方は、以下の内容を確認し、酒々井町まちづくり課へご相談ください。

補助対象者

以下の事項を満たすことが補助の条件です。

- 町に住民登録している方
- 申し込み日現在、町税等の滞納がない方

補助対象となる工事

- 消費税を除いた工事費が20万円以上となる工事
- これから着工する工事で、翌年の2月末までに実績報告書の提出ができる工事
- 町内の施工業者（酒々井町内に本店のある法人や住所のある個人事業主）が行うリフォーム工事
- 住宅（個人住宅・併用住宅）における修繕、改築、増築、模様替え、補修、改造、設備改善等の工事（併用住宅の場合は、住宅部分のみを対象とし、共同住宅の場合は個人住宅部分のみを対象とします）
- 同一工事箇所について、下記の制度による補助金を受けていない工事
  - 酒々井町障害者等日常生活用具給付事業（健康福祉課）
  - 居宅介護住宅改修費の給付（健康福祉課）
  - 酒々井町生活排水対策浄化槽推進事業（経済環境課）
  - 酒々井町住宅用太陽光発電システム設置補助事業（経済環境課）
  - 酒々井町耐震改修補助事業（まちづくり課）

★ 例えば以下のような工事が対象となります

- 基礎、壁、柱、小屋組、土台、斜材、床、屋根、横架材、開口部等の修繕及び補強
- 屋根及び外壁の塗装
- 内装及び建具の修繕、畳替え、間取り変更等の模様替え、台所・浴室・トイレの改修、断熱、気密、遮音性工事、防火・防犯・給排水・ガス・電気・床暖房・衛生・換気設備等工事
- 増築、改築等
- 外構工事（既存施設の修繕に限る）

★ 上記のリフォーム工事に併せて、宅地内に2m以上の浸透トレンチ、又は、0.5㎥以上の貯留浸透槽等の雨水抑制施設を設置する場合は、2万円を補助額に追加します。

雨水抑制施設のイメージ

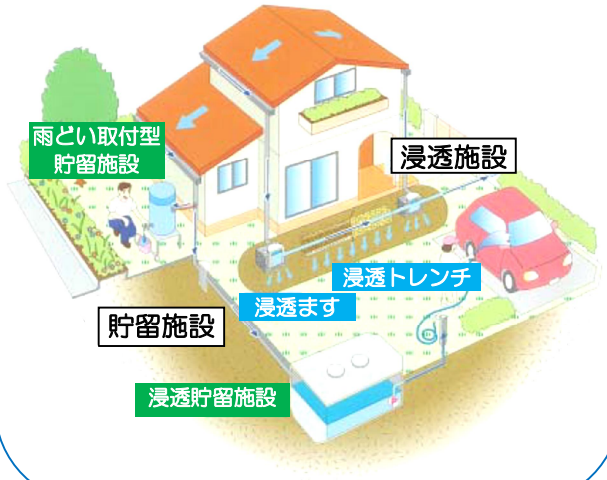

補助対象工事の審査

対象工事については、工事内容の審査を行います。なお、補助対象となる工事であっても応募者多数により予算の範囲を超える場合は、補助を受けられないことがあります。
申請前に契約及び着手している工事は補助金の対象になりません。

補助金額

補助金額は以下の通りとなります。

20万円以上のリフォーム工事（税抜き）	補助率	最高限度額
	工事金額の10%	10万円

＋

浸透トレンチや貯留浸透槽等の雨水抑制施設設置工事
一律2万円

補助金の上限額12万円

例えば・・・

【ケース1】 100万円未満の工事を行う場合
工事費 725,000円（消費税を除く）×0.1（補助率）＝72,000円
（1,000円未満切捨て）

【ケース2】 100万円以上の工事を行う場合（上限額10万円が適用されます）
工事費 1,258,000円（消費税を除く）×0.1（補助率）＝125,000円⇒100,000円
（1,000円未満切捨て）

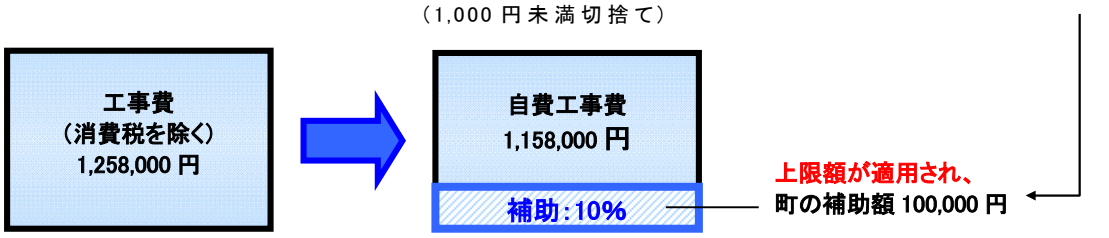

【ケース3】 リフォーム工事に併せて浸透トレンチの設置工事を行う場合
工事費 1,258,000円（消費税を除く）×0.1（補助率）
＝（上限）100,000円＋（追加）20,000円

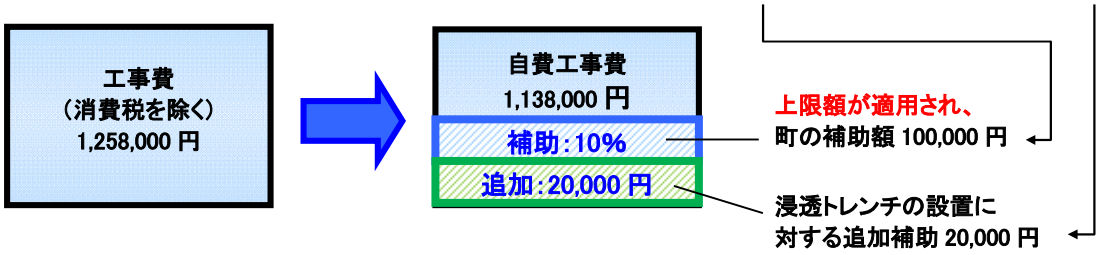

補助金交付までの流れ

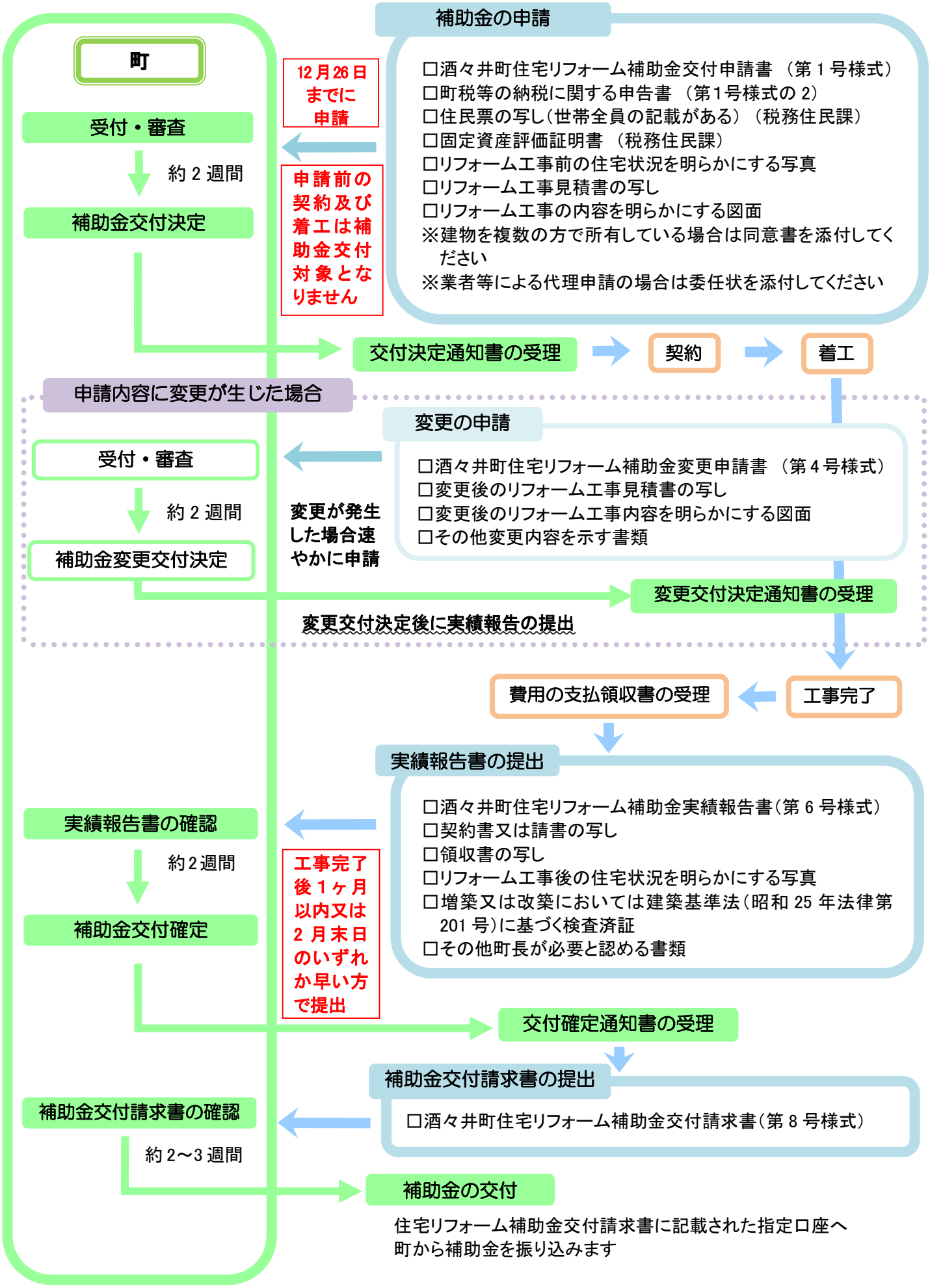
補助金の申請
□酒々井町住宅リフォーム補助金交付申請書（第１号様式）
□町税等の納税に関する申告書（第1号様式の 2）
□住民票の写し（世帯全員の記載がある）（税務住民課）
□固定資産評価証明書（税務住民課）
□リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
□リフォーム工事見積書の写し
□リフォーム工事の内容を明らかにする図面
※建物を複数の方で所有している場合は同意書を添付してください
※業者等による代理申請の場合は委任状を添付してください
町
12月26日までに申請
受付・審査
約 2 週間
補助金交付決定
申請前の契約及び着工は補助金交付対象となりません
交付決定通知書の受理
契約
着工
申請内容に変更が生じた場合
変更の申請
□酒々井町住宅リフォーム補助金変更申請書（第４号様式）
□変更後のリフォーム工事見積書の写し
□変更後のリフォーム工事内容を明らかにする図面
□その他変更内容を示す書類
受付・審査
約 2 週間
補助金変更交付決定
変更が発生した場合速やかに申請
変更交付決定通知書の受理
変更交付決定後に実績報告の提出
費用の支払領収書の受理
工事完了
実績報告書の提出
□酒々井町住宅リフォーム補助金実績報告書（第 6 号様式）
□契約書又は請書の写し
□領収書の写し
□リフォーム工事後の住宅状況を明らかにする写真
□増築又は改築においては建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく検査済証
□その他町長が必要と認める書類
実績報告書の確認
約 2 週間
補助金交付確定
工事完了後１ヶ月以内又は２月末日のいずれか早い方で提出
交付確定通知書の受理
補助金交付請求書の提出
□酒々井町住宅リフォーム補助金交付請求書（第 8 号様式）
補助金交付請求書の確認
約 2～3 週間
補助金の交付
住宅リフォーム補助金交付請求書に記載された指定口座へ
町から補助金を振り込みます

注意事項

- 申し込み以前にすでに着工している工事、または完了している工事は補助金の対象とはなりません。必ず工事着工前に申請してください。
- 補助金の交付は一住宅につき1回限りです。（年度が変わっても一回限りです）
- 町で実施している他の同様の制度による補助金と併用することはできません。
- 業者等代理申請の場合は委任状の添付が必要です。
- 補助金の交付決定後に、改修の内容や改修費の増減等の変更があった場合には、住宅等リフォーム事業補助金変更申請書に必要書類を添付して、まちづくり課へ提出してください。
- 次のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
  - 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合
  - 補助金を他の用途に使用した場合
  - 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止した場合
  - 補助金の額の確定の日から10年以内に居住をやめた場合
  - その他、酒々井町住宅リフォーム補助金交付要綱に違反した場合

交付申請書の受付期間

令和7年4月14日から令和7年12月26日までを交付申請書の受付期間とします。

よくある質問

Q.リフォーム工事と一緒に雨樋に雨水タンクの設置を考えているのですが、2万円の補助金追加は受けられますか？

A.500ℓ以上の雨水タンクの設置工事は雨水抑制施設の補助金に該当しますので、2万円を補助額に追加できます。250ℓを2箇所設置した場合も対象となります。（ただし、タンクを購入し自分で取り付けた場合は対象となりません。）また、雨水抑制施設工事のみでは補助金は受けられませんのでかならず、リフォーム工事と併せて申請して下さい。

Q.耐震改修工事も一緒に考えているのですが、それぞれの補助金を申請することは可能ですか？

A.同じ工事場所でなければ可能です。たとえば、屋根の葺き替えを耐震改修工事補助金で申請しつつ、同じ屋根葺き替え工事でのリフォーム工事補助金申請はできませんが、キッチンの入れ替え工事など、まったく別の場所を一緒に工事する場合は、キッチンの入れ替え工事部分はリフォーム工事補助金の対象となります。別々に申請が必要となりますので、それぞれの見積・契約書・領収書を提出して頂きます。

Q.併用住宅で、外壁の塗替えを考えているのですが補助金の対象になりますか？

A.併用住宅の場合住宅部分のみ対象になります。外壁の塗替えなど住宅部分とその他の部分の工事が分けられない場合は、床面積で按分し補助金の対象額が決定します。

お問合せ先

千葉県印旛郡酒々井町中央台4－11
酒々井町役場　まちづくり課　計画整備班
TEL：043-496-1171　（内）156　・　FAX：043-496-5765
MAIL: keikaku@town.shisui.chiba.jp